



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 28 号

今回のテーマ：国家統一会計制度の強化について

会計法に基づき制定された国家統一会計制度は、会計情報を生成する重要な基準であり、会計行為と会計秩序を規範化する重要な根拠である。「中華人民共和国会計法」を実行し、会計行為の更なる規範化、会計情報の質的向上のため、財政部は国家統一会計制度の強化について次のような意見を提出した。【财会〔2019〕17 号】

主な内容

- 国家統一会計制度の統一性の維持。各地区、各部門は会計法による「国家統一会計制度の実行」の規定を厳格に遵守しなければならない。なお、国家統一会計制度の政策基準を無断に改正、調整、規定の補足、解釈してはならない。
- 各単位会計責任の定着の催促・監督。各単位は会計法と国家統一会計制度による職責を誠実に履行し、法に基づいて会計帳簿を設置し、業務の真実性に基づいて会計に関する計上を行い、財務会計報告書を作成しなければならない（裏帳簿及び虚偽の財務会計報告をしてはならない）。会計機関と会計人員を設置する条件がない単位は、会計師事務所もしくは承認・資格を有する記帳代行機構に依頼しなければならない。単位の責任者は、会計業務の主要責任者・会計機構の責任者と共に財務会計報告書に署名捺印し、且つ財務会計報告の真実性、完全性に対して法律責任を負わなければならない。
- 国家統一会計制度の実施状況の日常的な監督・管理の強化。関連単位の国家統一会計制度の実施状況、会計仲介機構の質的状況の重点的な検査を強化する。法により粉飾決算、虚偽の財務報告及び会計仲介機構における品質を度外視した低価格競争、虚偽の監査報告書提出などの違法行為を処罰する。
- 会計誠信の構築強化。会計人員の実行状況に関する信用評価制度の構築は、国家統一会計制度を実行する上で重要な基礎である。財政部門と業務関連主管部門は『財政部による会計人員の誠信構築の強化に関する指導意見』（财会〔2018〕9 号）のポリシーを貫き、会計人員の職業倫理の規範、健全な会計人員の信用獲得の奨励及び信用喪失における懲戒体制、深刻な信用喪失に関わる会計人員に対する「ブラックリスト」制度の構築を完備する。会計人員、会計仲介機構の信用状況及び違法会計の単位情報を全国信用情報プラットフォームにて共有し、信用喪失における懲戒に関する拘束力と恐怖感を高める。
- 内部統制の構築強化。内部統制は業務プロセスの規範化、リスクの防止など、戦略目標を達成する上で重要な制度であり、且つ国家統一会計制度を実行する上で重要な保障となる。上場企業は規定に従い、会計師事務所が発行した内部統制監査報告書を開示する。
- 会計師事務所の監査の品質向上。法律規定に従って、社外に監査後の財務会計報告書を提出しなければならない企業・単位は、会計師事務所に監査を依頼し、独立した監査業務を実施する事に合わせて、監査に必要な資料及びその他情報を速やかに且つ完全に提出しなければならない。また、公認会計師および当該公認会計師が所属する会計師事務所に対して、虚偽の監査報告書を発行するよう扇動・指示・脅迫してはならない。

お見逃しなく

現在、中国の会計規範体制は以下の通りである。

	企業会計制度	企業会計準則	小企業会計準則
文号	财会[2000]25号	財政部令第33号	财会〔2011〕17号
施行時間	2001年1月1日より施行	2007年1月1日より施行	2013年1月1日より施行
適用範囲	対外資金調達を行わない、小規模経営企業及び金融保険企業を除く、中華人民共和国国内に設立された企業（会社を含む）。	中華人民共和国国内に設立された企業（会社を含む）。企業グループ内の親会社と子会社は「企業会計準則」を適用すべきである。	法に基づき中国国内において設立された「中小企業区分基準規定」で定める小型企業基準に該当する企業。ただし、次の3つに当てはまる小型企業は除く。 (一) 株式または債券が公開市場において取引される小型企業 (二) 金融機関またはその他の金融の性格を有する小型企業 (三) 企業グループ内の親会社と子会社 企業会計準則を実施する小型企業は、企業会計準則を実施すると同時に、小企業会計準則の関連規定を選択して実施することはできない。
構成	第一章 総則 第二章 資産 第三章 負債 第四章 所有者權益 第五章 収入 第六章 原価と費用 第七章 利益及び利益分配 第八章 非貨幣性取引 第九章 外貨業務 第十章 会計調整 第十一章 偶発事象 第十二章 関連者関係及びその取引 第十三章 財務会計報告 第十四章 附則 (計160条)	1項の基本準則 42項の具体的な準則 応用指南 企業会計準則の解釈	第一章 総則 第二章 資産 第三章 負債 第四章 所有者權益 第五章 収入 第六章 費用 第七章 利益及び利益分配 第八章 外貨業務 第九章 財務諸表 第十章 附則 (計90条)
備考	親会社がIFRSを採用している場合は、連結財務諸表の作成コストおよび監査コストを削減することも出来ることから、企業会計制度から改訂企業会計準則へ移行する企業が増加している。	国際会計基準の大半をカバーしており、内容は概ね一致する。	①税法と接近 ②会計担当者の判断を簡素化 ③「企業会計準則」への転換のための満たすべき条件と基本的な接続原則を定めた。

以上